

令和6年度

確定給付企業年金監査指摘事項  
(主なもの)

東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課

## 1 基金組織の運営に関する事項

- (1) 規約について、次の変更が行われていないため改めること。
  - ・確定給付企業年金法施行令第10条の改正に伴う変更
  - ・実施事業所の名称変更に伴う変更
- (2) 規約については、その現状及び変遷を常に明確にしておくこと。
- (3) 互選代議員及び選定代議員の選出の手続きについて、確定給付企業年金法第18条第3項、規約及び規程に基づき行っていないため改めること。
- (4) 互選代議員の選出の手続きに係る関係書類は、適切に保管すること。
- (5) 理事の選出の手続きについて、確定給付企業年金法第21条第2項、規約及び規程に基づき行っていないため改めること。
- (6) 理事長の選出の手続きについて、確定給付企業年金法第21条第3項、規約及び規程に基づき行っていないため改めること。
- (7) 監事の選出の手続きについて、確定給付企業年金法第21条第4項、規約及び規程に基づき行っていないため改めること。
- (8) 代議員会の招集手続きについて、公告を行っていないため、規約に基づき改めること。
- (9) 代議員会をWEBシステム等を利用して開催する場合は、画像及び音声  
が正確に発信及び受信できているか確認した事項及び代議員が出席した場  
所等について議事録に記載すること。
- (10) 代議員会会議録について、議長及び代議員会において定めた2人以上の  
代議員が署名していない例が認められたため、確定給付企業年金法施行令  
第18条第2項に基づき改めること。
- (11) 代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業  
主を含めた全ての事業主に情報提供を行っていないため、確定給付企業年  
金の事業運営基準に基づき改めること。
- (12) 理事会において、代議員会の招集及び代議員会に提出する議案について  
付議していないため、規約に基づき改めること。
- (13) 理事会において、積立金の管理について付議していないため、規約に基  
づき改めること。
- (14) 監事は、毎事業年度当初、監査の実施計画を立て、これを理事長に通知  
すること。
- (15) 監事監査について、貸借対照表及び損益計算書に不適正な記載があるに  
もかかわらず、財務諸表は財務状況を適正に表示しているものと認めたと  
している例が認められたため、確定給付企業年金法第22条第4項、確定給  
付企業年金の事業運営基準及び企業年金基金監事監査規程要綱に基づき、  
適正かつ厳正に行うよう改めること。

- (16) 財産の管理は、理事長又は理事長から事務の委任を受けた者が行うこと。
- (17) 業務経理業務会計について、適切な科目で収入処理を行うこと。

## **2 個人情報保護に関する事項**

一時的にUSBに個人情報を保存した場合は、作業終了後そのデータ消去を徹底すること。

## **3 特定個人情報の取扱いに関する事項**

特定個人情報取扱規程について、個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴う変更が行われていないため改めること。